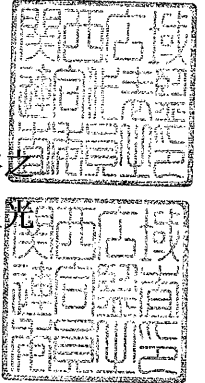


関 広 監 第 4 号
平成27年8月18日

関西広域連合長 井戸 敏三 様
関西広域連合議会議長 山下 直也 様

関西広域連合監査委員 中務 裕
関西広域連合監査委員 岩見 星光



監査結果の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

記

1 監査の概要

(1) 監査の範囲

平成26年度における財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

(2) 監査対象機関

本部事務局及び分野事務局

(3) 監査実施日

平成27年8月11日

(4) 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、適正かつ効率的に行なわれているかを主眼として監査した。

2 監査の結果

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行については、地方自治法及び関連法令に基づき、適正に処理されているものと認められた。

なお、関西広域連合の設立趣旨を踏まえ、本部事務局と各分野事務局が連携し、さらなる事務の適正、円滑な執行に努められたい。